

尼崎市立下坂部小学校建替整備事業
工事（設計・施工一括）請負契約書
（案）

【修正版】

尼 崎 市

令和 7 年●月●日

— 目次 —

工事（設計・施工一括）請負契約書.....	4
工事（設計・施工一括）請負契約書 約款.....	6
（用語の定義）	6
（目的）	6
（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	6
（本事業の概要）	6
（本事業の日程）	6
（事業遂行の指針）	6
（関連工事の調整）	7
（業務工程表及び工事費内訳書）	8
（契約の保証）	8
（権利義務の譲渡等）	8
（著作権の譲渡等）	9
（一括委任又は一括下請負の禁止）	9
（下請負人等の通知）	10
（下請負人の健康保険等加入義務等）	10
（特許権等の使用）	10
（意匠の実施の承諾等）	10
（監督員）	11
（管理技術者及び担当技術者）	11
（現場代理人及び監理技術者等）	12
（事前調査）	12
（許認可及び届出等）	13
（履行報告）	13
（工事監理）	13
（業務関係者に関する措置請求）	14
（設計業務に係る検査、提出及び確認）	14
（募集提案関連書類と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務）	14
（工事材料の品質及び検査等）	15
（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	15
（設計貸与品等、支給材料及び貸与品）	16
（工事用地の使用等）	17
（募集提案関連書類等の不適合の場合の措置）	17
（条件変更等）	18
（募集提案関連書類及び設計図書の変更）	19
（本業務に係る受注者の提案）	19
（本業務の中止）	19
（著しく短い業務期間の禁止）	20

(受注者の請求による業務期間の延長)	20
(発注者の請求による業務期間の短縮等)	20
(業務期間の変更方法)	20
(請負代金額の変更方法等)	21
(賃金又は物価等変動に基づく請負代金額の変更)	21
(臨機の措置)	22
(一般的損害)	22
(第三者に及ぼした損害)	22
(不可抗力への対応)	23
(法令変更への対応)	24
(法令変更を受けての協議)	24
(法令変更による契約解除)	24
(請負代金額の変更に代える募集提案関連書類又は設計図書の変更)	25
(検査及び引渡し)	25
(請負代金の支払)	26
(部分使用)	26
(前金払及び中間前金払)	27
(保証契約の変更)	28
(前払金の使用等)	28
(部分払)	28
(部分引渡し)	29
(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)	29
(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	30
(債務負担行為及び継続事業に係る契約の部分払の特則)	30
(第三者による代理受領)	31
(前払金等の不払に対する業務中止)	31
(契約不適合責任)	31
(契約不適合保証金)	32
(発注者の任意解除権)	32
(発注者の催告による解除権)	33
(発注者の催告によらない解除権)	33
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	34
(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)	34
(受注者の催告による解除権)	35
(受注者の催告によらない解除権)	35
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	35
(解除に伴う措置)	35
(発注者の損害賠償請求等)	37
(受注者の損害賠償請求等)	38
(契約不適合責任期間等)	38
(賠償の予定)	39

(保険等)	40
(賠償金等の徴収)	40
(あっせん又は調停)	41
(仲裁)	41
(相殺)	41
(契約期間)	42
(秘密保持)	42
(準拠法)	42
(管轄裁判所)	43
(定めのない事項)	43
別紙 1 (用語の定義)	44
別紙 2 (本日程表)	47
別紙 3 モニタリング	48
別紙 4 支払方法の説明	53
別紙 5 暴力団排除に関する特約	57
別紙 6 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面	59

工事（設計・施工一括）請負契約書

- 1 事業名 尼崎市立下坂部小学校建替整備事業
- 2 事業場所 兵庫県尼崎市下坂部1丁目12番1号
- 3 業務期間 本議決日から令和13年9月末日まで

設計期間：契約締結日の翌日から令和●年●月●日まで

建設・工事監理期間：令和●年●月●日から令和13年9月末日まで

- 4 請負代金額 金●●●●円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●●円也）

設計業務費：金●●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●●円）

建設・工事監理業務費：金●●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●●円）

請負代金は、別紙4のとおり支払うものとする。

- 5 契約保証金 約款第9条のとおり
- 6 契約不適合保証金 約款第52条の2のとおり

上記の業務について、尼崎市（以下「発注者」という。）と受注者のうち【設計企業名】、【建設企業名】及び【工事監理企業名】で構成される共同企業体【共同企業名】¹（以下、単に「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づき、次の条項によって公正な工事（設計・施工一括）請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約として締結し、この契約に係る尼崎市議会の議決を得た場合には、これを本契約とする。ただし、尼崎市議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となる。

代表者は、本契約に係る設計業務及び建設・工事監理業務に関し、事業者を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で発注及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求、受領する権限を有するものとする。

下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

また、受注者は、上記の業務を共同連帯して受任し、また、請け負うものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、発注者及び受注者の代表企業【代表企業名】が各1通を保有し、他の受注者はその写しを保有する。

令和●年●月●日

¹ 共同企業体を組まない場合、この文言を削除し、表現を調整します。

発注者：尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号
尼崎市
市長 松 本 眞

受注者：【 共同企業体名称 】
（代表企業）
[住所]
[企業名]
[代表者]

（構成企業）
[住所]
[企業名]
[代表者]

（構成企業）
[住所]
[企業名]
[代表者]

工事（設計・施工一括）請負契約書 約款

第1章 用語の定義

（用語の定義）

第1条 この契約における用語の定義は、別紙1「用語の定義」のとおりとする。

第2章 総則

（目的）

第2条 この約款は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 受注者は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 発注者は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、設計業務及び建設・工事監理業務並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成される。

2 受注者は、本事業を、本事業関連書類に従って遂行しなければならない。なお、本施設の設計業務及び建設・工事監理業務の詳細は、要求水準書に示す提出書類において明示し、発注者の承諾を得なければならない。

（本事業の日程）

第5条 本事業は、別紙2に定める事業日程に従って実施されるものとする。ただし、当該事業日程は、この契約の当事者全員の書面による合意により変更することができる。

（事業遂行の指針）

第6条 発注者及び受注者は、この契約及び約款（以下、単に「この契約」という。）に基づき、募集提案関連書類に従い、設計業務、建設・工事監理業務（以下総称して「本業務」という。）を履行しなければならない。

2 発注者は受注者に対し、受注者による前項の履行を確認するため、別紙3に定めるモニタリングを行う。

3 この契約及び募集提案関連書類の各書類との間に齟齬がある場合、この契約、募集要項等、提案書類の順にその解釈が優先するものとし、本事業契約、募集要項等又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、提案書類の内容が要

求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案書類が要求水準書に優先する。

- 4 受注者は、本業務をこの契約頭書第3号に記載の業務期間内にそれぞれ完成し、又は実施し、これらの業務の目的物及び本施設並びに要求水準書に示す設計図書及び完成図書（以下総称して「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、当該各業務の請負代金（以下「請負代金」という。）を支払う。
- 5 設計、仮設、施工方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約及び募集提案関連書類に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。
- 6 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、申入れ及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、当該指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、この契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、当該共同企業体の各構成企業は、受注者の発注者に対する損害賠償義務、違約金支払義務その他この契約に基づく義務の履行について連帯してその責に任ずる。また、当該共同企業体が解散した場合も、各構成企業は連帯してこの契約において受注者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

（関連工事の調整）

第7条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(業務工程表及び工事費内訳書)

第8条 受注者は、各業務着手前に、募集提案関連書類に基づいて、要求水準書に定める設計業務計画書、施工計画書、工事監理計画書及び解体工事施工計画書（以下総称して「業務工程表」という。）を作成の上、発注者に提出し、確認又は承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約を変更する場合においては、変更後の業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

3 受注者は、募集提案関連書類に定めるところに従い、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成して発注者に提出しなければならない。

4 内訳書及び業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第9条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号から第5号の場合においては、保証契約等の締結後、直ちにその保証を証する保証書等（保証証券が発行されている場合は保証証券）を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる、尼崎市財務規則（昭和39年尼崎市規則第24号）第125条に規定する有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の5以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第62条（発注者の損害賠償請求等）第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の5以上に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、保証の額の変更に伴う経費は受注者が負担するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承

継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第17条の2（設計業務に係る検査、提出及び確認）第2項の規定による検査に合格したもの及び第45条（部分払）第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書の承諾があった場合においては、受託者は、発注者が指定する事項をその第三者に遵守されるための措置を講じなければならない。

（著作権の譲渡等）

- 第10条の2 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第72条（秘密保持）の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
 - 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第11条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせて

はならない。

- 2 受注者は、工事の設計業務又は監理業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、工事の設計業務又は監理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 第 10 条（権利義務の譲渡等）第 4 項の規定は、第 3 項の承諾があった場合について準用する。

（下請負人等の通知）

- 第 12 条 発注者は、受託者に対し、下請負人若しくは委託先等の商号、名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 2 受託者は、発注者から前項の請求があったときは、遅延なく、請求のあった事項を発注者に通知しなければならない。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

- 第 12 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。
- （1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - （2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - （3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

- 第 13 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、募集提案関連書類に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

- 第 13 条の 2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）

第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

（監督員）

第14条 発注者は、工事の施工について、監督又は指示をする者（以下「監督員」という。）を置いたときは、書面によりその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- （1）この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人若しくは管理技術者に対する指示、承諾又は協議
- （2）この契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- （3）本業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- （4）設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- （5）設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める指示等については、募集提案関連書類及び設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（管理技術者及び担当技術者）

第14条の2 受注者は、設計業務着手前に、設計業務の技術上の管理及び統括を行う管理技術者並びに各分野（解体を含む）における設計の技術上の統轄を行う各担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない

い。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第 17 条（業務関係者に関する措置請求）第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 担当技術者は、設計業務の実施に際し、自らの担当分野における設計の技術上の統轄を行うものとする。
- 5 各担当技術者の兼務は可能とする。管理技術者及び担当技術者は、これを兼ねることができない。

（現場代理人及び監理技術者等）

第 15 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、募集提案関連書類の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

（１）現場代理人

（２）監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。）

また、当該工事が同条第 3 項本文の工事に該当する場合は、同条第 5 項の監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

- 2 現場代理人は、建設・工事監理業務のうち各種工事の全体を総合的に把握、管理し、個別の各業務間の連絡・調整等を適切に行うものとする。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 17 条（業務関係者に関する措置請求）第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく建設・工事監理業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（事前調査）

第 15 条の 2 受注者は、次の各号の業務着手にあたり、受注者の費用により次の調

査（以下「事業者事前調査」という。）を行うものとし、事業者事前調査の結果を踏まえて各業務を遂行するものとする。

（１）設計業務：電波障害調査

現況測量、地質調査、樹木調査等（発注者の提供する資料では不足する場合）

（２）建設工事：周辺家屋調査等必要な調査

（３）解体工事：アスベスト等調査（発注者の提供する資料では不足する場合）

２ 受注者は、前項の調査の結果を、速やかに発注者に報告するものとする。

３ 第１項第３号においてアスベスト等の存在が明らかになった場合には各種法令に従い適切に処理するものとする。

（許認可及び届出等）

第 15 条の 3 受注者は、設計業務計画書に記載のスケジュールに従い、第 3 項の規定による場合を除き、本業務を実施するために必要となる一切の許認可の取得及び届出、その他の手続を、自己の責任及び費用において行わなければならない。

２ 発注者は、受注者が発注者に対して協力を求めた場合、前項に定める受注者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

３ 発注者が本業務に関連して許認可の取得又は届出等、手続を行う必要がある場合であって、発注者が受注者に対して協力を求めた場合、受注者は、発注者による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

４ 受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。

（履行報告）

第 16 条 受注者は、募集提案関連書類に基づき、この契約の履行について発注者に定期的に報告しなければならない。当該報告については要求水準書に規定するものとする。

（工事監理）

第 16 条の 2 受注者は、建築基準法の定めに従い、建設・工事監理業務の着手の前に自らの費用により工事監理者を設置するものとする。受注者は工事監理者をして、自らの責任において、工事を設計図書と照合させ、それが設計図書のとおりに実施されているか確認させなければならない。

２ 受注者は、工事監理者をして、建設・工事監理業務の着手前に第 8 条（業務工程表及び工事費内訳書）に定める工事監理計画書を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。

３ 受注者は、工事監理者をして、月に 1 回程度、工事の進捗状況等を報告させなければならない。また、発注者は、受注者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、受注者は、工事監理者をして、受注者を通じ必要に応じ発注者に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。

- 4 受注者は、工事監理者をして、発注者が行う完成検査の2週間前までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を発注者に提出させ、発注者の確認を得させなければならない。要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、設計着手時から施工段階の経緯が分かる書式で作成するものとする。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第 17 条 発注者は、管理技術者及び担当技術者又は現場代理人及び監理技術者（以下本条において「各責任者」という。）がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、各責任者その他受注者が本業務の実施に際して使用している受任者、下請負人又は労働者等でその職務の執行又は本業務の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計業務に係る検査、提出及び確認)

- 第 17 条の 2 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、要求水準書に規定する設計業務完了届及び設計業務の成果物を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集提案関連書類に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、設計業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補をして発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(募集提案関連書類と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務)

- 第 17 条の 3 受注者は、設計業務の内容が募集提案関連書類又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者

の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り、業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 18 条 工事材料の品質については、募集提案関連書類及び設計図書に定めるところによる。募集提案関連書類及び設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、募集提案関連書類及び設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 19 条 受注者は、募集提案関連書類及び設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、募集提案関連書類及び設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて募集提案関連書類及び設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集提案関連書類及び設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を工事現場に整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整

備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(設計貸与品等、支給材料及び貸与品)

第20条 発注者が受注者に設計業務のために貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他設計業務に必要な物品等（以下「設計貸与品等」という。）、並びに建設・工事監理業務のために支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集提案関連書類及び設計図書で定めるところによる。

- 2 監督員は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集提案関連書類及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に代えて他の設計貸与品等、支給材料又は貸与品を引渡すものとする。この場合において、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した理由を明示した書面により、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、募集提案関連書類及び設計図書に定めるところにより、設計業務の完

了、工事の完成又は募集提案関連書類及び設計図書の変更等によって不要となった設計貸与品等、支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により設計貸与品等、支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用方法が募集提案関連書類及び設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の使用等）

第 21 条 受注者は、本施設に係る事業対象地（以下「工事用地」という。）を、本事業の実施に際して使用することができる。

2 受注者は、工事用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 本施設の完成等によって工事用地が不用となった場合において、当該工事用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（募集提案関連書類等の不適合の場合の措置）

第 22 条 受注者は、工事の施工部分が募集提案関連書類及び設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り業務期間若しくは請求代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第 18 条（工事材料の品質及び検査等）第 2 項又は第 19 条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集提案関連書類及び設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認め

られるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第23条 受注者は、事業者事前調査、設計業務の実施又は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 募集提案関連書類を構成する各書面が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 募集提案関連書類に誤謬又は脱漏があること。

(3) 募集提案関連書類の表示が明確でないこと。

(4) 設計業務の履行上の制約、既存施設の状態、施工上の制約等募集提案関連書類又は設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件又は施工条件と実際の履行条件又は工事現場が一致しないこと。

(5) 募集提案関連書類及び設計図書で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、募集提案関連書類又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、募集提案関連書類を訂正又は変更する必要があるものについて、提案書類及び設計図書の修正は発注者の指示に基づき受注者が行い、その他の募集提案関連書類の修正は発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、募集提案関連書類又は設計図書を変更又は訂正する場合で本施設の仕様の変更を伴うものについて、提案書類及び設計図書の修正は発注者の指示に基づき受注者が行い、その他の募集提案関連書類の修正は発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、募集提案関連書類又は設計図書を変更又は訂正する場合で本施設の仕様の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議の上、提案書類及び設計図書の修正は発注者の指示に基づき受注者が行い、その他の募集提案関連書類の修正は発注者が行う。

- 5 発注者は、前項第2号及び第3号の規定に基づく募集提案関連書類又は設計図書の変更又は訂正を検討するに際して、受注者に対して、第1項第4号又は第5号に該当する事実に基づき必要となる対応の内容及び費用の増加額並びに本業務の内容のうち変更可能かつ費用が削減できる項目の変更内容及び費用の減少額をまとめた書面を作成することを要求することができ、受注者は、かかる要求を受け次第速やかに、当該書面を作成の上発注者に提出しなければならない。発注者は、当該書面の内容に合理的に満足しない場合、受注者に対して当該書面の訂正、変更又は差し替えを要求することができ、受注者は、当該要求に速やかに対応しなければならない。
- 6 第4項の規定により、募集提案関連書類又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集提案関連書類及び設計図書の変更)

第24条 発注者は、必要があると認めるときは、募集提案関連書類及び設計図書の変更内容を受注者に通知して、募集提案関連書類及び設計図書を変更することができる。提案書類及び設計図書の変更は発注者の指示に基づき受注者が行い、その他の募集提案関連書類の変更は発注者が行う。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本業務に係る受注者の提案)

第24条の2 受注者は、募集提案関連書類又は設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき募集提案関連書類又は設計図書の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、募集提案関連書類又は設計図書の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により募集提案関連書類又は設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(本業務の中止)

第25条 不可抗力であって受注者の責めに帰すことができないものにより成果物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本業務を実施できないと認められるときは、発注者は、直ちに本業務の中止内容を受注者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受注者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させることがで

きる。

- 3 発注者は、前2項の規定により本業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が当該本業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該本業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い業務期間の禁止）

- 第25条の2 発注者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による業務期間の延長）

- 第26条 受注者は、天候の不良、第7条（関連工事の調整）の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により業務期間内に本業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に業務期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。発注者は、その業務期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による業務期間の短縮等）

- 第27条 発注者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務期間の変更方法）

- 第28条 業務期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務期間の変更事由が生じた日（第26条（受注者の請求による業務期間の延長）の場合にあっては、発注者が業務期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が業務期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 29 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価等変動に基づく請負代金額の変更)

第 30 条 発注者又は受注者は、業務期間内でこの契約締結の日（議会の議決により本契約となった日をいう。以下本条において同じ。）から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、別紙 4 に示す物価指数に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第31条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他本業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第32条 成果物の引渡し前に、成果物又は工事材料について生じた損害その他本業務の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第34条（不可抗力による損害）第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第66条（保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第33条 本業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第66条（保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合を除き、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力への対応)

第 34 条 成果物の引渡し前に、不可抗力により、成果物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 66 条（保険等）第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（成果物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 18 条（工事材料の品質及び検査等）第 2 項、第 19 条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第 1 項若しくは第 2 項又は第 45 条（部分払）第 3 項の規定による検査、立会い、その他受注者の本業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 成果物に関する損害

損害を受けた成果物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における建設・工事監理業務の成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 発注者及び受注者は協力して、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、

損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

（法令変更への対応）

第 35 条 発注者又は受注者は、この契約の締結後の法令等変更により、この契約等に基づく自己の債務をこの契約どおりに履行することができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、受注者に追加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に通知（以下本条及び次条（法令変更を受けての協議）において「履行不能通知」という。）し、当該債務が法令変更により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。当該履行不能通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知（以下本条において「履行不能確認通知」という。）するものとする。

2 前項の履行不能通知を行った者は、通知を発した日以降、この契約等に基づく義務を履行することが法令等に違反する限度においてこの契約等に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する請負代金支払請求権も消滅するものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する追加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 受注者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合又は法令変更により業務の一部を実施する必要がなくなった場合、発注者は受注者が当該業務を実施できなかったこと等により免れた費用について、当該業務への請負代金から減額することができる。

（法令変更を受けての協議）

第 36 条 発注者又は受注者は、前条の規定による履行不能通知を受けた場合は、当該法令変更に対応するために、速やかにこの契約等の変更並びに追加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 180 日以内に合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に受注者に生じた合理的な範囲の追加費用及び損害の負担割合は、次によるものとする。

（1）本事業に直接関わる法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。）で受注者の費用に影響があるものは発注者が 100%

（2）前号に該当しない営利法人一般に適用される税制その他の法令等の変更は受注者が 100%

（法令変更による契約解除）

第 37 条 前条の規定にもかかわらず、この契約の締結後における法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合（法令変更によりこの契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、発注者は、受注者に対して書面により通知した上でこの契約を解除することができる。

2 前項の規定に基づきこの契約が解除されたことによって、受注者に生じた合理的

な範囲の追加費用及び損害の負担割合は、前条各号によるものとする。

(請負代金額の変更に代える募集提案関連書類又は設計図書の変更)

第 38 条 発注者は、第 13 条（特許権等の使用）、第 20 条（設計貸与品等、支給材料及び貸与品）、第 22 条（募集提案関連書類等の不適合の場合の措置）から第 25 条（本業務の中止）まで、第 26 条（受注者の請求による業務期間の延長）、第 27 条（発注者の請求による業務期間の短縮等）、第 30 条（賃金又は物価等変動に基づく請負代金額の変更）から第 32 条（一般的損害）まで、第 34 条（不可抗力による損害）、第 35 条（法令変更への対応）、第 41 条（部分使用）又は第 51 条（前払金等の不払に対する業務中止）の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由がある（発注者が、第 23 条（条件変更等）第 5 項に基づき作成された書面の内容に沿った本業務の内容変更及び費用削減を行うことを選択した場合を含む。）ときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集提案関連書類又は設計図書を変更することができる。この場合において、募集提案関連書類又は設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 39 条 受注者は、各工期において工事が完成したときは、募集提案関連書類及び設計図書に従い、速やかに、自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、自主検査（なお、受注者は、自主検査の結果に応じて、必要な修補を行わなければならない。）及び本施設の設備等の試運転等を、実施日の 7 日前までに発注者へ書面で通知の上実施し、その内容を発注者に検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて通知しなければならない。

- 2 受注者は、前項に基づく通知後、速やかに、工事完成届を発注者に提出の上、募集提案関連書類及び設計図書に従って発注者に完成検査の申入れをしなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による完成検査の申入れを受けたときは、当該申入れを受けた日から 14 日以内に受注者及び工事監理者の立会いの上、募集提案関連書類及び設計図書に従って、工事の完成を確認するための完成検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の中途において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の

検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6 受注者は、第3項の完成検査によって各工期における工事の完成確認通知を受けた後、次の各号までに、本施設を発注者に引き渡さなければならない。

(1) 新校舎：令和10年12月末日

(2) 屋外運動場及び外構等：令和12年1月末日

7 受注者は、工事が第3項の完成検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、第1項から第3項まで及び第5項から第6項までの規定を適用する。

8 工事目的物の引渡しは、第2項の規定による検査に合格したときに完了するものとする。

9 工事目的物の所有権は、前項の引渡しの完了をもって発注者に移転するものとする。

(請負代金の支払)

第40条 受注者は発注者に対し、各年度末に要求水準書に定めるところに従って出来高報告書を提出し、発注者による確認書の受領後、設計業務及び建設・工事監理業務のそれぞれに係る請負代金の支払を請求することができる。なお、請負代金の支払方法については、別紙4に定める。

2 発注者は、前項の規定による工事の設計及び工事監理業務に係る請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該契約金額を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

3 発注者は、第1項の規定による工事目的物に係る請負代金に係る請求があったときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を60日まで延長することができる。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなして、受注者はその超える日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による率により計算した遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(部分使用)

第41条 発注者は、第39条（検査及び引渡し）第6項の規定による引渡し前におい

ても、本施設の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により本施設の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第42条 受注者は、保証事業会社と、この契約記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち、会計年度の支払上限額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち、会計年度の支払上限額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、中間前金払と部分払のいずれかを受けることができる工事について、この契約の締結時に部分払を選択した場合には、この限りでない。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による中間前払金の支払の請求について準用する。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6)を超えるときは、発注者の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が調わな

い場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合には、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第61条（解除に伴う措置）、第62条（発注者の損害賠償請求等）及び第67条（賠償金等の徴収）において同じ。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第43条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない業務期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第44条 受注者は、前払金を本業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

- 第45条 受注者は、工事の完成前に、工事の設計等に係る成果物、検査に合格した出来高部分に相応する請負代金相当額（以下「出来高相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項から第7項まで及び発注者が別に定める基準に定めるところにより、部分払を請求することができる。ただし、中間前金払と部分払のいずれかを受けることができる工事について、この契約の締結時に、中間前金払を選択した場合には、この限りでない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来

高部分の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。
$$\text{部分払金の額} \leq \text{第 1 項の出来高相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$
- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「出来高相当額」とあるのは「出来高相当額から既に部分払の対象となった出来高相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 46 条 工事目的物のうち、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 39 条（検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第 40 条（請負代金の支払）中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項において読み替えて準用する第 40 条（請負代金の支払）第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者が前項の規定により準用される第 40 条（請負代金の支払）第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

（債務負担行為及び継続費に係る契約の特則）

第 47 条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び出来高予定額は、別紙 4 によるものとする。

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

- 第 48 条 債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払については、第 42 条（前金払及び中間前金払）中「この契約記載の工事完成の時期」とあるのは「この契約記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第 43 条（保証契約の変更）中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（（以下この条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の前払金については、同項の規定により読み替えて適用する第 42 条（前金払及び中間前金払）第 4 項において準用する同条第 3 項の規定による中間前払金の支払を受けている会計年度においては、第 45 条（部分払）の規定による部分払（あらかじめ定められた当該会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。
- 3 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が募集提案関連書類に定められているときには、同項の規定により準用される第 42 条（前金払及び中間前金払）第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 4 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が募集提案関連書類に定められているときには、同項の規定により準用される第 42 条（前金払及び中間前金払）第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 42 条（前金払及び中間前金払）第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 6 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 43 条（保証契約の変更）第 3 項の規定を準用する

(債務負担行為及び継続事業に係る契約の部分払の特則)

- 第 49 条 債務負担行為及び継続事業に係る契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 45 条（部分払）第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 前払金の支払を受けている場合

部分払金の額 $\leq$ 出来高相当額 $\times 9/10 -$ (出来高相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額) $\times$ 当該会計年度前払金額 $\div$ 当該会計年度の出来高予定額 $-$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額)

(2) 前払金及び中間前払金の支払を受けている場合

部分払金の額 $\leq$ 出来高相当額 $\times 9/10 -$ { (出来高相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額) $\times$ (当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度の中間前払金額) $\div$ 当該会計年度の出来高予定額 } $-$ 前会計年度までの支払金額

(第三者による代理受領)

第 50 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 40 条（請負代金の支払）（第 46 条（部分引渡し））において準用する場合を含む。）又は第 45 条（部分払）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第 51 条 受注者は、発注者が第 42 条（前金払及び中間前金払）、第 45 条（部分払）又は第 46 条（部分引渡し）において準用される第 40 条（請負代金の支払）の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、本業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本業務を中止した場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が当該本業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和 8 年度 : 1 回

令和 9 年度 : 1 回

令和 10 年度 : 1 回

令和 11 年度 : 1 回

令和 12 年度 : 1 回

令和 13 年度 : 1 回

(契約不適合責任)

第 52 条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関してこの契約の内容に

適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合保証金）

- 第52条の2 発注者は、必要があると認めるときは、工事目的物の引渡しを受ける際、2年以内の期間を限度として請負代金額の100分の5に相当する額を契約不適合保証金として徴することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により契約不適合保証金を請求されたときは、直ちに発注者の指定するところによりこれを納付しなければならない。ただし、既に納付している契約保証金を契約不適合保証金に充当する場合又は履行保証保険に契約不適合特約が付されている場合は、この限りでない。
 - 3 前項の場合において、発注者は、受注者が納付した契約保証金又は履行保証金があるときは、当該保証金の全部又は一部を契約不適合保証金に充てることができる。
 - 4 契約不適合保証金は、目的物の引き渡しを受けた日から市長が別に定める留保期間の経過後、損害等に契約不適合保証金を充当した金額を除き、返還する。

（発注者の任意解除権）

- 第53条 発注者は、本施設が完成するまでの間は、次条、第55条（発注者の催告によらない解除権）又は第57条（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 54 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 10 条（権利義務の譲渡等）第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、本業務に着手すべき時期を過ぎても当該本業務に着手しないとき。

(3) 業務期間内に本業務が完了しないとき又は業務期間経過後相当の期間内に本業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 管理技術者又は第 15 条（現場代理人及び監理技術者等）第 1 項に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第 52 条（契約不適合責任）第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項本文の場合において、発注者は、解除により受注者に損害があっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第 55 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第 10 条（権利義務の譲渡等）第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第 10 条（権利義務の譲渡等）第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第58条（受注者の催告による解除権）又は第59条（受注者の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。本条及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ 受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第56条 第54条（発注者の催告による解除権）第1項各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）

第57条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したと

きは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 受注者が、独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（受注者の催告による解除権）

第 58 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 59 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 24 条（募集提案関連書類及び設計図書の変更）の規定により募集提案関連書類又は設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 25 条（本業務の中止）の規定による本業務の中止期間が業務期間の 10 分の 5（業務期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 60 条 第 58 条（受注者の催告による解除権）又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 61 条 発注者は、この契約が本施設の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料

の引渡しの対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第42条（前金払及び中間前金払）（第48条（債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第45条（部分払）及び第49条（債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第54条（発注者の催告による解除権）、第55条（発注者の催告によらない解除権）、第57条（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第53条（発注者の任意解除権）、第58条（受注者の催告による解除権）又は第59条（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が本施設の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が本施設の完成前に解除された場合において、設計貸与品等又は貸与品があるときは、当該設計貸与品等又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該設計貸与品等又は貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本施設の完成前に解除された場合において、工事用地に受注者が所有又は管理する調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受任者又は下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地を修復若しくは取片付けを行うことが

できる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第54条（発注者の催告による解除権）、第55条（発注者の催告によらない解除権）、第57条（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第53条（発注者の任意解除権）、第58条（受注者の催告による解除権）又は第59条（受注者の催告によらない解除権）規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本施設の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第62条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）業務期間内に本業務を完成することができないとき。

（2）成果物に契約不適合があるとき。

（3）第54条（発注者の催告による解除権）、第55条（発注者の催告によらない解除権）又は第57条（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）の規定により、本施設の完成後にこの契約が解除されたとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）第54条（発注者の催告による解除権）、第55条（発注者の催告によらない解除権）又は第57条（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）の規定により本施設の完成前にこの契約が解除されたとき。

（2）本施設の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）受注者について破産開始手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第55条（発注者の催告によらない解除権）第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第10条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第63条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- （1）第59条（受注者の催告によらない解除権）又は第60条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）の規定によりこの契約が解除されたとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第40条（請負代金の支払）第1項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第64条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第39条（検査及び引渡し）第6項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等

当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予定）

第65条 受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。第3項において同じ。）の10分の2に相当する額を賠償金として支払わなければならない。本施設の工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。

- （1）受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- （2）納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが

確定した場合における当該命令をいう。次号及び第3項第3号において同じ。)において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に優先交渉権者の選定手続き(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。第3項第3号において同じ。)の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成企業であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成企業であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

3 受注者は、この契約の履行を理由として、**第1項**の違約金を免れることができない。

4 **第1項の場合において、発注者に生じた損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、受注者は、直ちに、その超える金額を発注者に支払わなければならない。**

(保険等)

第66条 受注者は、建設・工事監理業務及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等に関して、募集提案関連書類で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、建設・工事監理業務及び工事材料等に関して第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第67条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

2 発注者は、発注者の支払うべき請負代金の支払いの日までに、受注者の支払わな

なければならない額が支払われていない場合には、請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 3 前項の追徴をする場合には、発注者は請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第68条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに対し、受注者が不服ある場合その他、この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約に関して発注者と受注者との間に設計業務に係る紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、管理技術者、現場代理人の職務執行に関する紛争、監理技術者等その他受注者が本業務の実施に際して使用している受任者、下請負人、労働者等の職務の執行又は本業務の実施に関する紛争及び監督員の職務執行に関する紛争については、第18条（業務関係者に関する措置請求）第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前2項のあっせん又は調停を請求することができない。

- 4 発注者又は受注者は、第1項又は第2項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（明治26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

（仲裁）

第69条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条第1項の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（相殺）

第70条 発注者は、この契約に関して、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその

他の債権と相殺し、不足があるときはこれを追徴する。

(契約期間)

第 71 条 この契約の有効期間は、この契約締結日から令和 13 年 9 月末日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である発注者又は受注者のこの契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

(秘密保持)

第 72 条 発注者及び受注者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び受注者が本事業の実施を通じて知り得た情報を秘密として保持して責任をもって管理し、第三者に漏らしてはならず、かつ、この契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。ただし、発注者及び受注者が認めた場合、若しくは発注者又は受注者が、法令等又は監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者いずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 発注者及び受注者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者又は受注者との間で守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務受託者及び本事業に関する受注者の下請企業又は受託者に開示する場合

(5) 発注者が本事業に係る各業務の実施を受注者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(準拠法)

第 73 条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 74 条 この契約に起因する紛争に関する訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第 75 条 この契約及び事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙 1（用語の定義）

工事（設計・施工一括）請負契約書（案）において使用する用語の定義は、次のとおり。

あ 行	SPC	会社法（平成 17 年法律第 86 号）の株式会社として設立し、本事業を実施するための特別目的会社をいう。
か 行	会計年度末日	会計年度の 3 月 31 日が土日祝日でない場合は 3 月 31 日をいい、土日祝日の場合はその前日をいう。
	仮契約	発注者と受注者が本事業実施にあたり締結する契約で、定例市議会の議決を経る前の契約をいう。
	完成図書	事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。
	供用開始	本施設の一部又は全部の供用を開始することをいう。
	建設・工事 監理業務	要求水準書に示す、以下の業務をいう。 ア 建設業務 イ 工事監理業務 ウ 既存校舎等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む。） エ 施設利用者（児童等）への安全対策業務 オ 近隣対応・対策業務（近隣家屋影響調査を含む。） カ 電波障害対策業務 キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
さ 行	事業契約	工事（設計・施工一括）請負契約をいう。
	実施方針等	令和 7 年 1 月 20 日に公表された、「尼崎市立下坂部小学校建替整備事業」の実施方針、要求水準書（案）、審査基準書（案）及びこれらに付帯する資料の一切をいう。
	受注者	本事業を実施する民間事業者をいう。
	新校舎	本事業において整備する下坂部小学校の校舎をいう。
	施工計画書	事業者が作成する本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
	設計業務	要求水準書に示す、以下の業務をいう。 ア 事前調査業務（市の提供する資料では不足する場合、事業者の判断により、現況測量、地質調査等を行う。） イ 本施設の設計業務（解体設計を含む。） ウ 什器・備品計画業務 エ 近隣対応業務 オ 電波障害調査業務 カ 各種申請等の業務 キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
	設計図書	要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
た 行	中間前金払	尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号）第 44 条の 2 第 2 項の規定による前金払をいう。

た 行	中間前払金	中間前金払により支払われる金銭をいう。
	提案書類	優先交渉権者とされた応募者が応募手続きにおいて市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他当該優先交渉権者が事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。
は 行	発注者	尼崎市をいう。
	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象若しくは疫病のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（募集要項等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
	物価変動による調整額	請負代金の改定の対象となる建設工事及び既存校舎等の解体・撤去工事に要する費用に対して、物価変動による改定を行った場合の差額分をいう。
	部分払	契約により、工事の請負契約に係る出来高部分の検査に合格した部分に対し、その完済前に代価の一部を支払うことをいう。
	部分払金	部分払により支払われる金銭をいう。
	法令	法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
	募集提案関連書類	募集要項等、募集要項等に関する質問回答書、実施方針等（ただし、募集要項等において変更されたものは除く。）、実施方針等に関する質問・意見回答書、提案書類及び設計図書を総称していう。
	募集要項等	令和7年4月11日に公表された、「尼崎市立下坂部小学校建替整備事業」の募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、設計施工一括契約書（案）及びこれらに付帯する資料の一切をいう。
ま 行	本施設	本事業において整備対象である施設をいう。なお整備対象施設は以下のとおり。 ① 下坂部小学校の新校舎 ② 体育館（アリーナ、舞台、体育館倉庫、その他諸室） ③ 給食室 ④ グラウンド（体育倉庫、ナイター照明、防球フェンス、遊具） ⑤ 屋外付帯施設（ゴミ置き場、危険物倉庫） ⑥ グリーンワールド（畑、緑地） ⑦ 外構（駐輪場、駐車スペース、植栽、防砂ネット、フェンス等） ⑧ 児童ホーム ⑨ こどもクラブ
	前金払	尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第44条の2第1項の規定による前金払をいう。

ま 行	前払金	前金払により支払われる金銭をいう。
ら 行	利用者	本施設を利用する児童、職員、保護者、来訪者、従事者等の関係者をいう。

別紙 2（本日程表）

日程表

基本設計図書の提出	令和●年●月●日頃
実施設計図書の提出	令和●年●月●日頃
本工事着工予定日	令和●年●月●日
完成予定日	令和●年●月●日
本施設引渡予定日	令和●年●月●日
供用開始日	令和●年●月●日

※提案書類に基づいて記載すること。なお、完成予定日とは、工事完了届の提出予定日とする。

※施設の完成予定日、引渡予定日及び供用開始日が複数回に分かれる場合は、適宜表を追加し、記載すること。

別紙3 モニタリング

1 総則

(1) 基本的な考え方

① モニタリングの基本的考え方

要求水準書等に定められた内容及び水準並びに受注者により提案された業務水準（以下「業務水準」という。）が事業期間を通じて適正かつ確実に事業が遂行されるよう、受注者が実施する各業務の実施内容について、受注者自らが確認及び管理するとともに、発注者がこれをモニタリングし、業務水準を達成していること及び達成しないおそれがないことを確認する。

② 改善要求等の措置の基本的考え方

発注者は、モニタリングの結果、受注者の責めに帰すべき事由により、各業務の実施内容が業務水準に達していない又は達成しないおそれがあると判断した場合は、受注者に対して改善要求又は改善勧告を行い、業務水準を達成するように求める。受注者が状況を改善することができない場合又は受注者が発注者の改善勧告に従わない場合は、発注者は業務に対する請負代金の減額、本契約の解除等の措置を講ずる。

(2) 維持すべき業務水準

受注者は、以下の①、②の業務水準を維持する。

① 発注者が要求水準書で求める業務水準

発注者が要求水準書で求める業務水準は、必要不可欠な水準で必ず守られなければならない業務水準である。

② 受注者が提案する業務水準

ア 受注者が提案する業務水準は、要求水準書を踏まえて、受注者が提案書で示した業務水準である。

イ 提案書で、発注者が要求水準書で求める水準より高い水準の提案をした場合にはその業務水準が受注者の達成しなければならない業務水準である。

(3) モニタリングの手順

① 受注者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、本契約又は業務水準に基づき、業務の実施方法、工程、実施状況の確認方法、確認時期等を示した計画書を作成し、発注者に提出して確認を受ける。

② 受注者は、上記①の計画に基づき業務を実施するとともに、自らの業務実施内容が業務水準を達成していることを確認する。

③ 受注者は、本契約又は業務水準に定められる書類を所定の時期までに発注者に提出し、上記②による確認の状況を報告する。

④ 発注者は、受注者の報告に基づき、受注者の各業務の実施内容が業務水準を達成していることを確認する。

- ⑤ 発注者によるモニタリングについては、上記③の受注者の提出書類のうち、
2（2）に示す書類による確認を基本とし、必要に応じて実施における確認を行う。

（４）改善要求等の措置方法

① 改善要求等及び改善・復旧の措置

ア 改善要求

発注者は、モニタリングの結果、受注者の責めに帰すべき事由により、各業務の実施内容が業務水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、受注者に対して、直ちに改善及び復旧を図るよう改善要求を行う。

イ 改善・復旧計画書の作成及び確認

受注者は、改善要求に基づき、次に掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成して、改善要求を受けた日から 14 日以内に発注者に提出する。

a 業務不履行等の内容及び原因

b 業務不履行等の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者

c 事業の実施体制及び実施計画等についての必要な改善策

発注者は、受注者が提出した改善・復旧計画書の内容が、業務不履行等の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。なお、発注者は、その内容が、業務不履行等の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができるものとする。

ただし、業務不履行等の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断した場合については、上記によらず、受注者は自らの責任と費用において、適切に応急処置等を行うものとし、これを発注者に報告する。

ウ 改善・復旧の措置及び確認

受注者は、改善・復旧計画書に基づき、業務を実施する企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、発注者に報告する。発注者は、受注者からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

エ 改善勧告

改善・復旧計画書が提出されない場合、又は改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合等は、再度上記「ア」と同様の方法で改善勧告を行う。

② 支払の延期又は減額措置

各業務水準が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合又は当該業務不履行等により重大な事象が発生し

た場合は、発注者は、当該部分の業務の請負代金の支払を延期又は減額できるものとする。

③ 各業務を実施する企業の変更

改善勧告後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、発注者は、受注者との協議により、業務不履行等となっている業務を実施する企業の変更を求めることができるものとする。

④ 契約解除

改善勧告後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、又は、ウの企業の変更後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧が図られたことが確認できない場合、発注者は、受注者の債務不履行と判断して、契約を解除できるものとする。

2 モニタリングの方法

(1) 基本的な考え方

モニタリングは、業務水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかを、第4条に規定する業務工程表またはその添付書類に定める各業務の責任者が業務水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、受注者自らにより確認し、発注者は、その報告に基づき確認を行う。手順は「1 (3) モニタリングの手順」による。

- ① 受注者は、自らが実施している各業務が業務水準を満たしているかどうか、適切な業務遂行がなされているかどうかについて、各業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の実施状況を基に業務水準を満たしているか確認を行い、要求水準等確認報告書を作成し、発注者に提出するとともに報告を行う。
- ② 発注者は受注者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、要求水準等確認報告書、各提出書類及び実際の実施状況を基に、業務水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。また、発注者は必要と判断した場合は、実施状況の重点的な確認を行う場合がある。

(2) 書類による確認

受注者は、下記の書類を、それぞれの提出時期までに発注者に提出し、業務要求水準の達成状況について確認を受ける。

① 各提出書類

要求水準等確認報告書の作成は、法令等に基づき責任を負う者が実施するものとするが、受注者がこれを提出するとともに、その内容につき包括的な責任を負う。

ア 全般

提出書類	工区毎の提出時期
コスト管理計画書	基本設計の着手前、基本設計完了時、実施設計完了時（建設業務の業務開始前）、建設・工事監理業務途中の毎事業年度末 建設・工事業務の業務完了時の3か月前

イ 設計業務

提出書類	工区毎の提出時期
設計業務計画書	基本設計着手時
基本設計図書等	基本設計終了時
実施設計図書等	実施設計終了時
進捗状況及び要求水準確認書	当該月（協議により決定）の翌月10日まで
完成予想図（透視図）	実施設計がほぼ終了する段階

ウ 建設・工事監理業務

提出書類	工区毎の提出時期
工事監理計画書	建設・工事監理業務開始前
施工計画書	建設・工事監理業務開始前
解体工事施工計画書	解体の業務開始前
工種別施工計画書	各工種の施工前
工事監理報告書	工事着手後から工事終了時まで、毎月 建設・工事監理業務完了後
工種別施工報告書	主要工種の各工事の施工後
完成図書	各工期の完成検査後速やかに

② 要求水準等確認報告書

要求水準等確認報告書の作成は、法令等に基づき責任を負う者が実施するものとするが、受注者がこれを提出するとともに、その内容につき包括的な責任を負う。

提出書類	工区毎の提出時期
要求水準等確認報告書	基本設計終了時 実施設計終了時 主要工種の各工事の施工後 建設・工事監理業務の業務完了時 解体・撤去業務の業務完了時

(3) 会議

発注者は、受注者や建設工事業務を行う者が行う工程会議に立ち会うことができ、必要に応じて工事現場での施工状況の確認ができる。

受注者は、会議の日程を各業務の計画書にあらかじめ記載しておくものとし、記載のない会議については開催の5日前までに発注者へ通知するものとする。

(4) 中間検査

発注者は、以下に示す事情により、業務品質の確保のために重要と判断した場合は、業務の各段階で、品質等について設計図書又は募集提案関連書類に従っているかどうかの確認を行う。

- ① 業務水準を満たさないことが完成検査時点で発見することが困難である場合
- ② 完成検査時点において業務水準を満たしていないことが発見されたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合

なお、発注者は、建設・工事監理業務において、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認及び復旧に係る費用は、受注者の負担とする。

(5) 実地における確認

工事の特に重要な工程その他発注者が必要と認める時は、発注者は随時、建設現場視察及び施工に関する検査又は試験への立会いによる業務執行状況の確認を行う。

受注者は発注者の実地における確認に必要な協力（及び立会い）を行う。

別紙 4 支払方法の説明

1 支払条件

発注者は、請負代金について、モニタリングを実施し、募集要項等に定められた水準が満たされていることを確認したうえで、次のとおり受注者に支払う。

(1) 建設・工事監理業務の対価

① 建設工事に係る対価の支払条件

契約締結に先立ち優先交渉権者は、次の方法から支払い方法を選択する。

	支払区分	支払条件
1	- 前払金を事業期間中の年度毎に支払い - 中間前払金を選択	前払金（中間前払金を含まない。）は、各会計年度における出来高予定額の 40%相当額（10 万円未満を切り捨てる。）とし、各年度に支払う。 中間前払金は、各年度における出来高予定額の 20%相当額（10 万円未満を切り捨てる。）とし、各年度に支払う。 残額は、工事完成後、適法な請求を受けた日から 40 日以内に支払う。 ※各会計年度における出来高予定額は、「2 出来高報告書の確認」に定める金額とする。ただし、この金額は契約締結時に優先交渉権者に示すものとする。
2	- 前払金を事業期間中の年度毎に支払い - 部分払を選択（部分払は事業期間中の年度毎に 1 回ずつ）	前払金（中間前払金を含まない。）は、各会計年度における出来高予定額の 40%相当額（10 万円未満を切り捨てる。）とし、各年度に支払う。 1 回目の部分払は、令和 9 年 3 月 31 日における出来高部分の確認後に $\text{令和 9 年 3 月 31 日 出来高相当額} \times 9 / 10 - \{ \text{令和 9 年 3 月 31 日 出来高相当額} \times (\text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度出来高予定額}) \}$ で算出した額（千円未満を切り捨てる。）を支払う。 2 回目の部分払は、令和 9 年度末の部分払で令和 10 年 3 月 31 日における出来高部分の確認後に $\text{令和 10 年 3 月 31 日 出来高相当額} \times 9 / 10 - \{ \text{令和 10 年 3 月 31 日 出来高相当額} \times (\text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度出来高予定額}) \} - 1 \text{ 回目の部分払金額}$ で算出した額（千円未満を切り捨てる。）を支払う。 3 回目以降の部分払は、各会計年度末日における出来高部分の確認後に $\text{各会計年度末日 出来高相当額} \times 9 / 10 - \{ \text{各会計年度末日 出来高相当額} \times (\text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度出来高予定額}) \} - \text{前年度までの支払総額}$ で算出した額（千円未満を切り捨てる。）を支払う。

	支払区分	支払条件
2	・ 前払金を事業期間中の年度毎に支払い ・ 部分払を選択（部分払は事業期間中の年度毎に1回ずつ）	残額は、工事完成後、適法な請求を受けた日から40日以内に支払う。 ※各会計年度における出来高予定額は、「2 出来高報告書の確認」に定める金額とする。ただし、この金額は契約締結時に優先交渉権者に示すものとする。

②工事監理に係る対価の支払条件

支払区分	支払条件
工事監理に係る対価	各年度の建設・工事監理業務の完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払

(2) 設計業務の対価

支払区分	支払条件
設計業務に係る対価	実施設計業務の完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払

(3) 請負代金の支払方法

発注者は、請負代金として、設計業務費と建設・工事監理業務費を、年度毎に、1の(1)及び(2)による条件で、受注者の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 出来高報告書の確認

受注者が部分払選択した場合は、毎年度末に当該年度の出来高報告書を発注者に提出する。出来高報告書は、第8条（業務工程表及び工事費内訳書）に定める業務工程表及び工事費内訳書を引用し、業務の進行状況が確認できるようにするものとする。

発注者は、受注者から提出された出来高報告書に対する確認書の交付後、受注者から支払いの請求を受けた日から14日以内に支払う。ただし請求書に不備がある場合はこの限りではない。

なお、請負代金の毎年度の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとし、受注者から提出された出来高が限度額を超える場合は、超過分を翌年度末に繰り越すものとする。

■ 請負代金の毎年度の支払限度額及び出来高予定額

年度	請負代金支払限度額（消費税込）	出来高予定額（消費税込）
令和8年度	金●●●●●円也	金●●●●●円也
令和9年度	金●●●●●円也	金●●●●●円也
令和10年度	金●●●●●円也	金●●●●●円也
令和11年度	金●●●●●円也	金●●●●●円也
令和12年度	金●●●●●円也	金●●●●●円也
令和13年度	金●●●●●円也	金●●●●●円也

3 請負代金の改定

（1）対象となる費用

対象となる費用は、設計業務及び建設・工事監理業務に関する費用のうち建設工事及び既存校舎等の解体・撤去工事に要する費用のみとする（以下、単に「工事」に要する費用」という。）。)

なお、各種工事に伴う各種申請等の業務、保険付保、完成検査・引渡し及びその他業務に要する費用は対象外とする。

（2）基準となる指標

物価変動による、「工事」に要する費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。

■ 基準となる指標

費用	基準となる指標
「工事」に要する費用	「建設物価 建築費指数」 （一般社団法人建設物価調査会） ・都市別指数：大阪 ・工事類別：「学校（RC）」

(3) 改定方法

改定請求は、「価格提案書の開札日」の属する月の指標値」と「改定請求のあった日（基準日）の属する月の指標値」を比較し、±1.5%を超える物価変動がある場合とする。

変更額は、請負代金の「工事」に要する費用の±1.5%に相当する金額を超える額とする。

(4) 改定後の請負代金の取扱い

物価変動による調整額が、第46条（部分引渡し）、第39条（検査及び引渡し）時又は最終回支払い時に支払われる建設・工事監理業務費を減額又は増額するものである場合、次のとおり支払う。

① 減額するものである場合

改定前の請負代金から物価変動による調整額相当額を減じて、1（1）①建設工事に係る対価の支払条件に定めるとおり支払うものとする。ただし、第45条（部分払）により部分払をした金額を除く。

② 増額するものである場合

物価変動による調整額相当額は、建設・工事監理業務費の最終回支払い時に一括して支払うものとする。改定前の請負代金相当額は、1（1）①建設工事に係る対価の支払条件に定めるとおり支払うものとする。

4 第30条（賃金又は物価等変動に基づく請負代金額の変更）第5項及び第6項に係る改定

第30条（賃金又は物価等変動に基づく請負代金額の変更）第5項及び第6項に規定する請負代金額の変更については、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号ほか）記1.

（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用し、尼崎市工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づくインフレスライド条項を適用すること。

上記の場合において、請負代金額の変更額については発注者と受注者が協議して定める。

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、本件工事請負契約（以下「この契約」という。）を締結するに当たり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第7条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団等の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）と下請契約及び資材又は原材料の購入契約その他発注者と締結したこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない（既に暴力団等との間で下請契約等を締結している場合にあっては、当該下請契約等を解除しなければならない）。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 受注者は、下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から工事等の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告し、所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。下請契約等の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、それらの役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 7 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- 8 発注者は、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 9 発注者は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。）に提供することができる。

(発注者の解除権)

- 10 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、尼崎市工事請負契約約款の規定を準用する。
 - (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) 受注者が下請契約等を締結するに当たり、その相手方が暴力団等であると知りながら、その契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、受注者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと（既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除すること）を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、受注者が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 11 前項の規定による解除に伴い、受注者又は下請契約等の相手方その他関係者に損害が生じた場合であっても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 12 受注者がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べることはできない。

(誓約書の提出等)

- 1 3 受注者は、この契約の契約金額（単価契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項についての誓約書を提出するものとする。
 - (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者とししないこと。
 - (3) 受注者は、下請契約等（受注者がこの契約の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、そのすべての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。
 - (4) 受注者が前3号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - (5) 受注者は、下請契約の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契約の締結後直ちに提出させ（一次下請契約の受注者が二次下請契約を締結した際は、二次下請契約の受注者に対し発注者あての誓約書を提出させ、三次以下すべての下請契約についても同じ。）て保管し、当該誓約書を工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をする時まで発注者へ提出すること。ただし、各下請契約の契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円以下の場合は、この限りでない。
 - (6) 受注者は、下請契約の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約の受注者がこれに応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
 - (7) 発注者が、第5号により下請契約の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちにこれを提出すること。
 - (8) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、それらの役員等の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
 - (9) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、受注者から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聴くことに承諾すること。
 - (10) 発注者が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために、利用し、又は他の実施機関に提供することに承諾すること。
 - (11) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (12) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するよう指導すること。
 - (13) 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告し、警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。
- 1 4 受注者は、下請契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約の受注者に誓約書を提出させ、工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をするときまでに当該誓約書（第3項の規定によりこの特約に準じて下請契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 1 5 受注者は、下請契約の受注者が前項の誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告しなければならない。
- 1 6 受注者は、第14項の規定により誓約書を提出する必要がある場合であっても、発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)
- 1 7 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙 6-3 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円(税込)

(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）